

項目	犬及びねこの飼養及び保管に関する基準	展示動物等の飼養及び保管に関する基準(愛玩動物等への準用部分)
一般原則	<p>1 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの本能、習性及び生理を理解し、家族同様の愛情をもって保護するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努め、並びに犬又はねこの所有者は、犬又はねこを終生飼養するように努めること。</p> <p>2 この基準は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬及びねこ並びに第19条第2項の規定により収容した犬及びねこ、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項の規定により抑留した犬並びに教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する犬及びねこの所有者又は占有者については正当な理由のある場合には、その一部を適用しないことができること。</p>	
健康及び安全の保持	<p>1 給餌及び給水 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うように努めること。</p> <p>2 健康管理 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの外部寄生虫の防除、疾病の予防等健康管理に努めること。</p> <p>3 運動 犬の所有者又は占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせるように努めること。</p> <p>4 保管施設 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、習性及び飼養数、飼養目的等を考慮して犬又はねこを適正に保管し、必要に応じて保管施設(以下「施設」という。)を設けるように努めること。</p>	<p>2 施設の設置等 管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。</p> <p>3 適正な飼養 管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。 (1)動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。 (2)動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。 (3)捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。 (4)原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。</p>
危害防止	<p>1 放し飼い防止 犬の所有者又は占有者は、犬の放し飼いをしないように努めること。</p> <p>2 脱出防止 犬の所有者又は占有者は、犬が施設から脱出しないよう必要な措置を講ずるように努めること。</p> <p>3 けい留 犬の所有者又は占有者は、犬をけい留する場合にはけい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。</p> <p>4 しつけ及び訓練 犬の所有者又は占有者は、適当な時期に飼養目的等に応じて適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者又は占有者の制止に従うよう訓練に努めること。</p> <p>5 運動上の留意事項 犬の所有者又は占有者は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、下記事項を遵守するように努めること。 (1)犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。 (2)犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節に配慮すること。 (3)運動場所、時刻等に十分配慮すること。</p>	<p>1 施設の構造等 管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。 (1)施設は、動物が脱出できない構造とすること。 (2)施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。</p> <p>2 脱出時対策 (1)管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。 (2)管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。</p> <p>3 緊急時対策 管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。</p> <p>4 有毒動物の飼養展示 管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。</p>
生活環境の保全	<p>1 損壊等の防止 犬又はねこの所有者又は占有者は、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等が犬若しくはねこにより損壊され、又は犬若しくはねこの汚物で汚されないように努めること。</p> <p>2 悪臭等の発生防止 犬又はねこの所有者又は占有者は、汚物及び排水の処理等施設を常に清潔にし、悪臭等の発生防止に努めること。</p>	<p>管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。</p>
その他	<p>1 繁殖制限 犬又はねこの繁殖を希望しない所有者は、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を行うよう努めること。</p> <p>2 譲渡又は引取り (1)犬又はねこの所有者は、やむを得ず犬又はねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬又はねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができないときは、都道府県知事等(法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。)に引取りを求め、 (2)犬又はねこの所有者は、特別の場合を除き、離乳前の子犬又は子ねこを譲渡しないように努めること。</p>	
飼養展示等の補則	<p>(右の基準を準用)</p>	<p>2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。 (1)動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。 (2)動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。 (3)輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。</p>
準用規定		<p>この基準の第3(1及び4を除く。)第4(1の(3)及び(4)を除く。)及び第6に定める事項で展示動物の飼養及び保管に係る部分は、愛がん用として飼養及び保管する動物の所有者又は占有者に、(中略)この基準の第7の2に定める事項は、愛がん用として飼養及び保管する動物又は犬若しくはねこの所有者又は占有者にそれぞれ準用する。</p>